

第5回福岡市高齢者居住安定確保計画改定検討委員会 議事録

日時：平成31年1月22日（火） 13：30～14：40

場所：TKP ガーデンシティ天神8階 S-4会議室

会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議題
 - (1) 第4回委員会の意見について
 - (2) パブリックコメントについて
 - (3) 計画改定案について
4. 事務連絡ほか
5. 閉会

議事要旨

1. 開会

事務局：・ただいまより第5回福岡市高齢者居住安定確保計画改定検討委員会を開会する。
・本日の配布資料の確認をさせていただく。
事務局：・（配布資料の確認）

2. 委員紹介

事務局：・本日は委員全員が出席している。
それでは議事に移りたい。以降の進行は委員長にお願いします。

3. 議題

- (1) 第4回委員会の意見について
 - (2) パブリックコメントについて
 - (3) 計画改定案について
- ※共通した内容のため、一括して議論を実施

委員長：・今回の委員会もほぼゴールがみえてきたと思う。今日は最終的な確認をする。それでは議事に移りたい。議事1から3まで共通した内容が多いため、事務局から一括して資料の説明をお願いしたい。

事務局：（資料1～4を説明）

- 委員長 : ・ 前回の委員会でのご意見をふまえて修正した計画案で、パブリックコメントが実施されたが、計画案の修正が必要なご意見はなかったようである。質問や意見などは無いだろうか。
- 委員 : ・ 意見は2つある。1つはパブリックコメントにおける市民意見に関連して、地域包括ケアの会議でも話題にあがるが、介護人材の確保がどうにもならない厳しい状況にあるということだ。毎回意見が出ているが、その厳しさをもっと切迫感を持って表現してもらわないと困る。介護人材の確保が大変深刻な問題だとして、計画書には研修の実施等を中心に記載しているが、介護人材が確保できずに廃業する社会福祉法人もあるというのが現状だ。市の考え方を示す場合も、もっと切迫感のあるニュアンスで表現できないだろうか。対応策として、外国人の採用など具体的な話はいくつかあると思うが、介護人材不足の深刻さについての表現が弱いのではないかな。
- もう1つは、権利擁護の説明だ。上位計画である保健福祉総合計画の用語説明と統一したと思うが、障害者差別解消法が施行されるなど、以前にも増して自己決定支援が強調されている。計画策定の手続きによる理由は理解できるが、この内容ではしっかりいえないのが正直なところだ。見直しの際には、権利擁護に関する説明や用語の解説はぜひ見直していただきたい。
- 委員長 : ・ 最初の介護人材確保についてももっと切迫感を持つべきというご意見だったが、具体的に計画書の何ページに該当するのか。
- 委員 : ・ 具体的なページを想定しているわけではない。介護人材の確保そのものは、この計画の中心テーマではないが、この検討会でもサ高住における介護人材の確保が大変だという意見もあった。介護人材の確保こそがサ高住の中でも一番重要なテーマだという話だった。人材確保の難しさについての再認識していただきたい。
- 委員長 : ・ 事務局からいかがだろうか。
- 事務局 : ・ 介護人材の確保は、議会でも質問があがっており、市としても喫緊の課題と認識している。平成30年度には介護人材の担当主査をおき、昨年6月に市内事業所にアンケート調査を実施して、現場の声を聴いた。そして、平成31年度に具体的な施策を立ち上げるため、3月の予算議会で審議予定である。国では介護の3Kのイメージを魅力あるものにするための施策を掲げているが、国・県の取り組みに加え、市で取り組むべき施策を展開すべく、来年度の予算を計画している。大まかには、新規参入の促進、労働環境や処遇の改善、そして質の向上を進めることとしている。介護人材確保としては、外国人の起用、経営者・管理者向けのマネジメント研修等を予定している。現場の声によると、人間関係で職を離れる方もいるため、働く環境、研修体制、マネジメントがしっかりしている、そういった環境を作れるような取り組みを今後進めていきたい。また、介護ロボットやIoTの投入の他、現場の環境改善、研修の充実等によって、介護のプロとしてのキャリアアップを促進していきたいと考えている。
- 事務局 : ・ 権利擁護の解説についてだが、法律の改定によって用語が変わることも多い。ご意見の趣旨をふまえ、今後の計画改定や法律の改定等に応じて内容を整理したい。
- 委員長 : ・ 事務局から今後取り組む方向性について回答をいただいた。他にないだろうか。
- 委員 : ・ パブリックコメントを読み、現場の情報も書かれていると感じた。先ほどの意見にも

あったように、このままではサ高住の部屋が空いても入居を断らざるを得ない。働く人が確保できないため、一定の要件を満たした人のみを入居させなければ、経営が成り立たないようになる。そういう意味では、今後は単なる高齢者住宅という位置づけでは運営ができない。

現状としては、サ高住は思ったよりも供給されていない。国では、10年間で60万戸の供給目標を掲げていたが、7、8年が経過して約24万戸しか建設されていない。しかし、私も含め、サ高住を運営する事業者がもう1棟建設できるかという、なかなかうまくいかない状況である。

事務局のご発言には有難い話もあった。私自身も外国人のスタッフ育成に取り組んでおり、外国人を受け入れる管理団体の理事をしている。今年は、中国、モンゴル、フィリピンなど、色々な国から問い合わせがあった。日本がどう考えているかはさて置き、労働力を送り出す国の立場からみると、彼らは日本だけをターゲットにしていない。このままでは、日本は選ばれる国にならないかもしれない。また、全国の最低賃金等の情報は、SNSで東南アジアに流れているため、九州は選ばれないかもしれない。それならば、外国人を受け入れるのも一つの案だが、介護の現場で本当に困っている問題について、国や行政に考えてもらうことも必要だ。例えば、資格要件を緩和することも必要だと思う。これだけ人材が不足しているので、例えばデイサービスの生活相談員の要件を緩和し、一定の資格を持たなくてもデイサービスで長年働いて毎日のように利用者に関わっている方ならば生活相談員の資格を与えられるなど、そういったところから検討するべきだと思う。

市民がこれだけ真剣に心配していることを考えると、これからも事ある毎に呼んでいただき、現場の意見を聞いていただきたい。また、福岡市だけでは解決が難しい課題については、厚労省や財務省にも陳情しなければならないと考えている。サ高住で受け入れる限界を本当に感じている。一方で、サ高住の供給もしなければいけない。

私の回りでの話になるが、あるサ高住の経営者は、満床の時は入居を断っているそうだ。その経営者はサ高住の近くに一般の賃貸マンションを経営していたため、管理会社はいい顔をしなかったようだが、経営者が直接管理するという条件で、サ高住への入居を断った高齢者を入居させたそうだ。普通の賃貸マンションに住んでいた結果、共用部分がバリアフリーではないということを実感したそうだ。そこで、その経営者は自費でエントランスに手すりを付けたそうだ。中にはそういった経営者もいて、少しでも安全な住宅を高齢者に提供するために努力している。そういった取り組み等に対しても、行政から助成ができるようになれば、オーナーもできることから取り組むことができるのではないかな。

もう1つは、今後、一人暮らしの高齢者が増えると、安否確認と生活相談がすごく不安だと思う。福岡市では色々な取り組みがなされているが、民間の不動産業者の中にも不動産事業をしながらデイサービスをしているところがある。このような不動産と介護の両方に関わっている事業者がもう少しこういった協議会等に参加して、何かしら一緒に取り組むネットワークを構築できないだろうか。そういったことも今後考えていただけないだろうか。その際に、福岡市の担当部署等がはっきりすれば、私等も

紹介できる事業者の方がいるので、ぜひとも声をかけていただきたい。

委員長 : ・サ高住の現場からの色々なご提案をいただいた。介護の現場における資格要件の緩和や一般住宅に入居してもらう方法、不動産業界と介護業界の連携などについて、ご提案いただいた。今後の課題としてのご提案でよろしいだろうか。

委員 : ・地域包括ケアの推進について、50 ページの「高齢者総合支援体制づくり」に「高齢者が住み慣れた地域で」とあるが、住み慣れたところで最期を迎えたい、自宅で亡くなりたい方が多い現状において、地域包括ケアシステムが重要だと感じている。厚生労働省では、病院での看取りに関する指針でアドバンス・ケア・プランニング「人生会議」を位置付けており、最期を地域で支えるために看取りを推進するという方針が示されている。そのため、地域包括ケアシステムについては今後も検討を進めていただきたい。

また、私の病院でも人材不足が大変な課題であり、入院患者に対する看護師不足が深刻で、病床数の削減が必要となっている。また、看護師に限らず、要資格者がネックになっている。今後はシルバー人材が重要だと思う。高齢者が働くことは、健康に生活するためにも重要で、健康づくりを兼ねてデイサービス等で働くことも必要だと思う。シルバー人材の確保にも力を入れることで、多少なりとも介護人材不足の軽減になるのではないかな。

委員長 : ・地域包括ケアについて、自宅で最後を迎えることができるよう、もう少し検討していただきたいということだった。また、人材不足については、高齢者の労働力をもっと活用してはどうかというご意見だった。それが生きがいづくりにもなるというご意見だった。

事務局から何かないだろうか。

事務局 : ・介護人材の不足については、平成 31 年度以降、地域の多様な人材が介護の世界に入りやすい環境づくりに取り組みたいと考えている。

事務局 : ・地域包括ケアシステム推進会議の専門部会では、最期まで自分らしく生きるための支援について、関係者の方々と検討している。市民に対し、高齢期に向けての様々な備えについてお知らせし、自分でしっかりと準備していただくことが必要ではないかと考えている。

委員 : ・改定案はまとまった内容だと思うが、パブリックコメントをみて気が付くのは、こういった施策を利用しやすい環境をいかにつくるか、その情報自体をどう周知していくかが重要だということだ。ポスターやチラシといった方法もあるが、それだけでは足りないのではないかな。地域が本当に支援が必要な人を掘り起こし、手を差し伸べていくような、そういうマインドをどう育てていくかが非常に大事なことだと思う。「第 5 章 計画の推進と評価」において各主体の役割が謳われている。これは住生活基本計画等でも謳われることだが、それぞれの主体の役割をどうきちんと育むかも今後の課題であり、深めていかなければならない。

委員長 : ・大事なご指摘だと思う。特に高齢者には情報が伝わりにくい場合があるので、本当に支援が必要なところに届くような情報提供が必要だろう。

委員 : ・私は不動産から介護に転身したが、例えば、50 歳で入居した方は、20 年住むと 70

歳になる。居心地がいいところに一人で住んでいる若い方もいずれは高齢者になる。私は耐震の問題が一番不安である。例えば、所有する賃貸住宅が古くなり空いているから高齢者が入居してもいい、外国人も入居していいと考える大家がいたとしても、その建物の耐震性能の問題がある。耐震性能に課題のある住宅に高齢者が入居することに対して、不動産業界としての考えや方向性等があれば教えていただきたい。

委員 : ・高齢者の賃貸住宅への入居に関しては、高齢者の保証をしていただけるかどうかが重要だと思う。その方が亡くなった時にどうなるのか、きちんとした連絡先が必要である。

何でもかんでもしてあげようという考え方は、私は若干疑問である。本人が生きた証として、自分の始末は自分ですするという教育をすることも必要だと思う。昔は湯灌といって、家族で亡くなった方の体を洗って棺に入れたものである。今ではそういったことが一斉無い。全て病院がやっている。子どもたちも人が亡くなったところを見たことがない。人は病院で亡くなり、棺に入っているものだと思っている。そういうことも一つの教育なのではないだろうか。

高齢者には物件を貸さないということではない。きちんとした連絡先があり、そして心理的瑕疵をぜひ消していただきたい。その住宅で人が病気で亡くなった、高齢者が亡くなったということだけのことで、説明する義務が無ければ良いと思う。

委員 : ・意見は2つある。1つ目は空き家の活用についてだ。私達の取り組みが始まって3年目になるが、今年度中にウェブサイトに入居情報と出口情報を集約するようなシステムを立ち上げるので、空き家の活用もいよいよオープンにして取り組むところまできている。福岡市で空き家の活用をどうするのかは、これからの検討課題だと思うが、ぜひ今後大きなテーマとして捉えていただきたい。また、私達は色々な民間の助成等を得ながら、モデル的に事業を進めてきた。金額が問題でサ高住を利用できない人の居住をどう確保するかという課題がある。それらを含め、空き家の活用は今後のポイントの一つになるのではないかな。

もう1つは、シルバー人材がもっと活躍できる場面をつくる必要があるということで、支援する側、支援される側の堺を無くすということは理念として理解できる。しかし、現実には、そこにも問題があり、ボランティアセンターの中でも支援する側の人が高齢化し、軽度の認知症等を発症することもある。今後は、支援する人を支援することが必要だと言われている。多様な立場の方が色々な働き方をするのは重要なことだと思うが、多様性を尊重すると、そのための合理的配慮をどうするのかという課題が生じる。ボランティア活動やファミリーサポートセンターなども含め、私達の事業のなかでも思ったより早くそういった課題に直面している。日本学術会議の専門部会の報告書では、障害者を想定した合理的配慮は障害者に限定せず、全ての属性を持っている人達に対する合理的配慮をどうするかを考えていくべきだとされている。このことは、最近痛感している。

委員 : ・今のご意見で空き家の話が出たので、なぜ空き家が発生するのかをもう一度考えていただきたい。空き家が発生するのは不便だからであり、家賃はあまり関係ない。安くても貸したいというオーナーもいる。しかし、昭和 56 年以前に建てた住宅には耐震

性能の問題がある。福岡県も福岡市も耐震を声高に言っているが、オーナーは空き家を耐震改修してまで貸す必要はないと考える。つまり、貸せないというのが実情である。空き家には我々も本当に困っている状況だが、どうしたら貸せるかというのは高齢者だけの問題ではない。これまで、子どもが多い家庭は一戸建てに、高齢者はマンションに住むように働きかけるなど、県や市でも色々な検討がなされてきたが、全く進んでいない。空き家対策は色々な面から考えていかななくてはいけない。また、誰が所有者か分からない空き家もある。固定資産税の問題もあり、市とも連携して取り組んでいる。空き家の問題は、高齢者の居住安定確保と別問題として考える必要があると思う。

- 委員長 : ・福岡市では空き家対策として実施している取り組みはあるか。
- 事務局 : ・空き家活用についてご発言があったが、議会や市民からも空き家についての質問を受けており、関心が非常に高いことだと思う。社会福祉協議会では色々な取り組みを実施していただいている。福岡市でもその活動を参考にしながら、検討を進めていきたい。また、空き家を活用するため、ストックをより良質なものにしなければならないことは行政の課題の一つである。耐震性能の緩和は容易にできることではないが、できるだけ改修等を促し活用できるストックが増えていくよう働きかけを検討したい。
- 委員長 : ・空き家活用については多面的な取り組みやアイデアを出しながら進めていかななくてはならないと思う。
- 委員 : ・セーフティネットについてだが、私は以前ボランティアで生活保護受給者への炊き出しに参加したり、住まいの提供について考えたりする活動に参加したことがある。現在、生活保護受給者の高齢化が問題になっているが、サ高住でも地域貢献を兼ねて生活保護の方を受け入れていたところが過去にあった。しかし、今では一般の入居希望者の数が多く、生活保護の方を受け入れる余裕がなく、一般の問い合わせがあっても断っている状況である。私が心配なのは、生活保護受給者が高齢化して、介護が必要になったときのことだ。ケースワーカーは生活指導から就労支援など、いろいろなことに取り組まれていると思う。一人で100人ぐらいの高齢者を担当し、在宅で介護を受ける限界がきた場合などには、いろいろな施設を探していると思う。生活保護課の方がこの問題を今後どのように捉えていくのか、生活困窮者の住まいをどう確保するのか、考えていることがあれば教えていただきたい。我々が協力できなくなってきたおり、心配している。
- 事務局 : ・本日は生活保護の担当者が出席していないため、詳しい回答ができないが、生活保護の方には住宅扶助等の支援があり、住宅の確保については生活保護の部署に住宅の相談を受け付けているところがある。そこでは宅建協会等にもご協力いただいております、情報を提供している。一方、自立した生活ができなくなった方に対し、いかに施設を確保するのかについては、後ほど、担当の部署に確認し、詳しい情報をお伝えさせていただきます。
- 委員 : ・私もぜひ参画し、生活保護担当の方と話をしたい。今は不動産業界の協力もあり、生活保護の方で住宅に入居される方も増えてきている。ただ、生活保護受給者の高齢化問題があり、例えば認知症の方は徘徊があるなど、管理会社では対応に限界がある場

合に居住者にどこかの施設へ移ってもらおうとしてもそう簡単に行き先が見つからない。我々に問い合わせが来ても断るのが現状で、やはりケースワーカーの方も大変だと思う。何かしらできることがあればと思うので、ぜひ検討の際には呼んでほしい。

委員 : ・委員会に参加させていただきありがとうございました。パブリックコメントでは色々な意見が出されており多様な疑問や不安が挙げられている。介護に対する不安なのか、金銭的な不安なのか、何が不安なのか。また、居住の安定を確保するということはどういうことなのかということ自体も難しいことだ。UR では、複合施設でできることを検討したり、団地の中にコンシェルジュ機能を付けて不安を聞き出したりということなどを考えている。

例えば、私の関わった北九州の事例だが、築 50 年ほどの診療所を建替えて在宅療養支援診療所、地域密着型特養をつくった。その中に地域交流をする施設があり、ご近所さんネットワーク、地域ボランティアのようなものをつくった。また、その運営委員を自治会長にしてもらい、暮らしの保健室のような機能をつけた。ただ、その施設の情報がどこまで地域の方々に伝わっているかは分からない。その施設や取り組みがその地域の方々の安心にどうつながっているのかもわからない。情報が拡散することが良いことなのか、ケアマネージャーから伝わるのが良いことなのかも分からない。ケアマネージャーからアプローチできないような接触の難しい方もいらっしゃる。このような取り組みが居住の安定や地域の安心に繋がるような情報の伝達方法に悩んでいる。

また、福岡市早良区の原因地では、去年ぐらいから共同花壇に取り組んでいる。特に珍しい取り組みではないが、取り組みの出発時には、地域の会長さん、役員の方が不安がっていた。そんなことはできない、はじめたのは良いがどう育てたら良いか分からない、役割分担をどうしたら良いか分からない等。その際 UR で初動期の支援を頼まれた。そこで1年間ぐらいイベントの手伝いや組織づくりのお手伝いをした。小さなコミュニティづくりだが、参加者からは取り組みについての話や、お花の話を聞いていると、安堵の心が見えたりもしていた。

公園や環境の整備、住宅の支援、介護の支援、金銭的な支援など色々なものがあるが、心の安心とは何なのか。UR としては箱だけではなく、環境などの部分でも何かできないかと考えている。今回、安定確保計画に入るかどうかは別として、ハードも含めた今後の課題として考えていければと思っている。

委員 : ・これだけの専門性を持った方が集まる会議はなかなかないと思う。介護業界はそれ以外の業界との交流が少ない。私は他の業界から介護業界にきたので、自分なりの意見をあちこちで言ってきて、全国的な団体にも入り色々な活動をしてきた。地域包括ケアは本当に理想だと思う。この理想を現実にするにはどうしたらいいのか。専門的な知識がある方が集まって、こうした定期的な会議をもち、それをまた広げていくことが大事なことなので、今回で本委員会は終わるが、これ以降も声をかけていただいて色々な交流を持てればと思っている。

委員長 : ・介護人材の不足という色々なところに影響している大きな課題から、地域包括ケアは浸透しているものの自宅で看取りまですることをどれだけ徹底できるかという問題、

サ高住をもっと必要な人に提供できるようにするにはどうしたらいいかという問題などの意見があった。また、色々な計画がつくられるが、それを困っている人々に伝える方法など、多岐にわたるご意見をいただいた。そして、高齢者居住安定の「安定確保」という根源的なソフト面も大事だというご意見をいただいた。計画本編に入りきれないような色々なアイデアもご提供いただき、議論が活発な良い委員会だったと思う。当検討委員会としての改定案はこれでまとまったと考えており、今後のご提案も含めて行政へ伝わったと思っている。

事務局 : ・委員長のおっしゃるように、改定案をまとめることができたと思う。委員会からのご意見による修正は特にないものの、細かい点の修正確認を行いたい。微修正した内容の確認は委員長にお願いしたいと考えている。

委員長 : ・事務局から計画の微修正を行い、委員長である私が最終確認を行うことの提案があったが、修正内容の確認は一任いただいてよいか。

一同 : ・異議なし。

委員長 : ・それでは、修正内容の確認を一任いただくものとし、本日の議題を終了したい。

4. 事務連絡ほか

事務局 : ・貴重なご意見をありがとうございました。

- ・本日の議事録は事務局で作成し委員の皆さまに発言内容をご確認いただいて、議事録を確定し、市のホームページに委員の名前を除いて公開させていただく。
- ・今後のスケジュールだが、最終確認と修正の後、委員長にご確認いただき、検討委員会の改定案としてまとめたいと考えている。その後、市で計画の改定手続きをすすめていく。改定時期は平成31年3月末を予定している。改定した計画案は本日の議事録の確定版と合わせて計画改定後に委員の皆さまに郵送させていただきたい。

5. 閉会

事務局 : ・委員の皆さま、一年間ご議論いただき、ありがとうございました。委員会でのご意見が今後進めていく上で貴重なものだと考えている。今後の取り組みに反映してすすめてまいりたい。今後、この計画の改定の主旨を尊重して、住宅部門、福祉部門が連携して高齢者の住まいに係る施策を総合的に推進したいと考えている。

以上